

MHM Asian Legal Insights

第 47 号 (2015 年 11 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川 文士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. インドネシア : 外国人雇用手続に関する規則の改正
2. ミャンマー① : 雇用契約書の雛型の公表
3. ミャンマー② : 中央銀行による外貨の受入・保有免許の取消し
4. インド : 部分払込株式及び新株予約権に関する FDI 規制の改正
5. ベトナム : 企業登録に関する新規則について

今月のコラム - シンガポール昆虫事情 -

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 47 号 (2015 年 11 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インドネシア：外国人雇用手続に関する規則の改正

本レター第 43 号にてお伝えしていたとおり、インドネシアでは、2015 年 6 月 29 日から、外国人雇用手続に関する労働移住大臣規則 2015 年第 16 号（「旧規則」）が施行されていきました。旧規則の下では、①外国人労働者 1 名当たりのインドネシア人労働者雇用比率の明文化、②非居住外国人取締役・コミサリスに関する就労許可（IMTA）の取得、③一時的業務のための外国人雇用に関する雇用計画書（RPTKA）及び IMTA の範囲拡大等、重要な事項についての改正がなされており、これらは現地の日系企業にとっては大きな負担となり得るとの懸念がありました。しかしながら、2015 年 10 月 23 日に、旧規則の一部を改正する内容の労働移住大臣規則 2015 年第 35 号（「新規則」）が制定され、上記重要事項についての改正が行われており、日系企業の懸念は一定程度解消されるものと見込まれています。

1 外国人労働者 1 名当たりのインドネシア人労働者雇用比率に関する規定の削除

旧規則では、外国人労働者 1 名当たり、インドネシア人労働者を 10 名雇用することが義務付けられていました。サービス業等の業種では、旧規則に定めるインドネシア人労働者雇用比率を満たすことが困難なことが多く、実務上も運用がどのようになされるのか懸念されていましたが、新規則の下では同義務は削除されるに至りました。

MHM Asian Legal Insights

2 非居住外国人取締役・コミサリスに関する IMTA の取得義務を定めた規定の削除

旧規則は、非居住外国人取締役・コミサリスに関して、雇用主に就労許可（IMTA）の取得を義務付けていました。多くの日系企業はインドネシア現地法人に非居住役員を設けていることから、旧規則を受けて、非居住役員についての IMTA の取得や非居住役員の減員等の対応の検討を進めていた企業も多く存在していましたが、新規則により、同義務は削除されるに至りました。

3 一時的業務のための外国人雇用に関する RPTKA 及び IMTA の範囲の限定

外国人を雇用するためには、雇用主は雇用計画書（RPTKA）を作成し、IMTA を取得する必要があります。旧規則の下では、一時的業務のための RPTKA 及び IMTA を取得する必要のある業務の範囲が拡大されていましたが、新規則において、その範囲が限定されました。具体的には、(i) 商業映画の製作に参加する場合、(ii) 1 ヶ月以上の期間で、インドネシアにある支店について、監査、生産管理又は調査を行う場合、(iii) 機械の設置、電気工事、アフターセールス、事業の監督段階における製品に関連する業務を遂行する場合に限り、一時的業務のための RPTKA 及び IMTA が必要とされています。特に、旧規則では、外国人がインドネシアでセミナーを行う場合や会議に出席する場合にも一時的業務のための RPTKA 及び IMTA が必要とされており、実務上も懸念されていたところですが、新規則では、そのような場合には、一時的業務のための RPTKA 及び IMTA を作成・取得する必要がないことが明確化されたこととなります。

新規則は、旧規則に定められていた外国人雇用に関するいくつかの大きな改正事項を削除・修正した重要な規則となります。今回の改正は、インドネシアにおける朝令暮改的な法規の改正を象徴するものであり、外国人雇用を巡る流動的な政策動向に関する懸念が払拭されたとは言いきれないので、依然として今後の改正・運用の動向については注視する必要があります。

弁護士 小松 岳志

☎ +65-6593-9753 (シンガポール)

✉ takeshi.komatsu@mhmiapan.com

弁護士 竹内 哲

(ジャカルタ Akset 法律事務所出向中)

☎ 03-6266-8573

✉ tetsu.takeuchi@mhmiapan.com

弁護士 埴 晋

☎ +65-6593-9755 (シンガポール)

✉ susumu.hanawa@mhmiapan.com

弁護士 田中 亜樹

☎ 03-6266-8919

✉ aki.tanaka@mhmiapan.com

2. ミャンマー①：雇用契約書の雛型の公表

労働雇用社会保障省（The Ministry of Labour, Employment and Social Security）は、2015年9月2日、雇用契約書の雛型（「本雛形」）を公表しました。

雇用及び技術向上法（The Employment and Skill Development Act）の規定に基づき、

MHM Asian Legal Insights

雇用者は、雇用開始から 30 日以内に労働者との間で雇用契約書を締結しなければなりません。また、雇用契約書には、職種、給与、労働時間等、主要な労働条件に関して所定の 21 項目を定めなければならないとされています。締結後はその写しを所轄の労務事務所に提出して承認を得なければならないとされています。同法の規定上は、雇用契約書について、上記のとおり一定の必要的記載事項を定めるのみであり、特定の形式に従うことまでは義務付けられていませんが、労働雇用社会保障省は、2015 年 9 月 1 日付通知で、すべての雇用者は同省の公表した本雛形に従って雇用契約書を締結しなければならないと発表しています。

本雛形は、一部の縫製業における工場労働者について雇用契約が締結されていない場合があることから、これらの労働者を保護する目的で作成されたものであるとの見方があります。その他の事業における労働者、特に工場労働者以外の労働者との間の雇用契約について同様に本雛形を使用することは現実的ではなく、各事業ごとの特性に応じて必要なカスタマイズを行うことが必要になるものと考えられます。しかしながら、労務事務所は本雛形への修正を一切認めず、本雛形どおりに雇用契約書の締結を行わない限り、その承認を行わないとの情報もあります。

今後、雇用契約書の作成に際しては、その後の承認手続を念頭に、本雛形をどこまで修正することが認められるのか、所轄の労務事務所と相談しながら進めていく必要があることに留意が必要です。

3. ミャンマー②：中央銀行による外貨の受入・保有免許の取消し

ミャンマー中央銀行（Central Bank of Myanmar）（「CBM」）は、2015 年 10 月 13 日付レター（「本中銀レター」）において、ホテル、旅行代理店、レストランなどの一定の業種に従事する事業者が保有する外貨の受入・保有免許（Foreign Exchange Acceptor and Holder License）（「本免許」）を同月 19 日付で取り消すことを発表しました。

本中銀レターによれば、上記決定の背景には、昨今のミャンマー国内市場における米ドル使用の急増により、チャット安の進行と為替相場の不安定化が見られることを踏まえ、ミャンマー国内における物品及びサービスの購入において、チャットの使用と、デビットカードやクレジットカード、オンラインペイメント等の現金以外の決済方法の利用を促進したいとの CBM の意向があるとのことでした。

そもそも本免許は、銀行及び両替商以外の一般の事業者による外貨現金の保有を認めるものとして、外国為替規制法（Foreign Exchange Regulation Act）に基づき、1993 年以降 CBM により付与されてきたものです。その後、2012 年の外国為替管理法（Foreign Exchange Management Law）（「外為管理法」）の施行により、10,000 米ドル（現在の為替レートで約 123 万円）までの外貨現金の保有と外貨建銀行口座の開設が自由化されました。併せて外国為替規制法自体は廃止されましたが、その後も、10,000 米ドルを超える外貨現金の保有に限り本免許を必要とするという形で、本免許の制度は維持されてきました。

MHM Asian Legal Insights

一部の現地の法律専門家からは、本免許の取消しにより、全ての米ドル現金決済が禁止されることになるとの見解も示されています。しかしながら、本中銀レター上、外貨建てでの現金決済の禁止又は制限については何ら言及がなされておらず、外為管理法の施行後は 10,000 米ドルまでの現金は本免許の有無に関わらず自由に保有することが認められていることを踏まえると、本免許の取消しにより、米ドルの現金決済が全て禁止されることになるとする明確な根拠は見出しがたいように思われます。また、そもそも本免許を取得している外国企業が多くなく、銀行口座での外貨の保有には何ら制限は課されないこと等を踏まえると、本免許の取消しが現地外国企業に与える影響は大きくないと考えられます。

弁護士 武川 文士

☎ +65-6593-9752 (シンガポール)

☎ +95-1-255135 (ヤンゴン)

✉ takeshi.mukawa@mhmiapan.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +65-6593-9762 (シンガポール)

☎ +95-1-255137 (ヤンゴン)

✉ kana.manabe@mhmiapan.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-255136 (ヤンゴン)

✉ atsushi.inoue@mhmiapan.com

4. インド：部分払込株式及び新株予約権に関する FDI 規制の改正

インド商工省（Ministry of Commerce and Industry）傘下の産業政策促進局（Department of Industrial Policy & Promotion）は、2015 年 9 月 15 日、統合版 FDI ポリシー（Consolidated FDI Policy. インドにおける外資規制全般をまとめたポリシー）のうち、部分払込株式及び新株予約権に関する条項を改正する通達（Press Note No.9 (2015 Series)）を公表し、即日発効しました。

この通達による主要な改正点は、以下のとおりです。

- ・ 従前の部分払込株式及び新株予約権に関する外国直接投資規制（FDI 規制）では、インドの会社が外国投資家に対して部分払込株式及び新株予約権を発行する場合、事前に政府による承認が必要とされていました。今般の改正により、外国直接投資につきインド準備銀行（Reserve Bank of India）に対する事後の報告のみで足りる業務分野については、部分払込株式及び新株予約権の発行に際して政府による事前承認が不要とされました（外国直接投資につき政府による事前承認が必要とされる業務分野については、部分払込株式及び新株予約権の発行に際しての政府による事前承認は従前どおり必要とされています。）。
- ・ 発行会社及び外国投資家は、部分払込株式について全額の払込みがなされた後又は新株予約権が行使され全部払込株式に転換された後においても外国直接投資の出資比率の上限規制が遵守されていることを保証しなければならない旨が規定されました。
- ・ 価額設定に関しては、部分払込株式については、発行時に発行価額が決定されるこ

MHM Asian Legal Insights

と、発行価額全額のうち25%が発行時に払い込まれていなければならないこと、残額は12ヶ月以内に払い込まなければならないことが規定されました。また、新株予約権については、発行価額及び行使価額の条件が発行時に決定されること、発行価額のうち25%が発行時に払い込まれていなければならないこと、残額は18ヶ月以内に払い込まなければならないことが規定されました。

- ・ 統合版 FDI ポリシーにおける「資本 (Capital)」の定義に部分払込株式及び新株予約権が含まれることが明らかにされました。

今般の改正は、インドの会社が外国投資家からより柔軟に出資を募ることを可能にするものと評価できます。

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824

✉ yohei.koyama@mhmiapan.com

弁護士 臼井 慶宜

☎ 06-6377-9405

✉ yoshinori.usui@mhmiapan.com

5. ベトナム：企業登録に関する新規則について

1 総論

ベトナムでは、改正企業法が2015年7月1日より施行されていますが、改正企業法には企業登録手続の詳細が定められていないことから、各地域によって当局の対応が異なる等、一部に混乱が見られました。このような状況の中、企業登録手続を明確化する目的で、2015年9月14日に企業登録に関する Decree No.78/2015/ND-CP (「Decree78」) が公布されました。なお、Decree78は2015年11月1日から施行されています。

今回は、Decree78の主な内容について紹介します。

2 Decree78の主な内容

(1) 会社設立に関する申請書類及び発行期限

Decree78では、企業登録証 (Enterprise Registration Certificate) (「ERC」) は、企業登録機関 (Business Registration Office) (「BRO」) が有効な申請書類を受け取った日から3日以内に発行されると規定されています。

そして、投資家によって提出された申請書類に不備があった場合、BROは申請書類を受け取った日から3日以内に投資家に通知する必要があるとされました。また、一回の通知で申請書類の不備のすべてを投資家に通知しなければならず、複数回にわたって投資家に様々な要求を行うことができなくなりました。これによって、ERCの発行までにBROとの間で複数回のやり取りをする必要がなくなることが期待されます。

また、BROが期間内にERCを発行しない場合、申請者は、BROに対して異議を申し立てることができる旨が明記されています。

MHM Asian Legal Insights

(2) オンラインによる申請

Decree78 では、投資家がオンラインで ERC を取得するための申請を行うことができる」と規定され、オンラインでの申請も書面による申請と同様の効力を有することが明記されています。

そして、オンラインでの申請に不備があった場合、BRO は、投資家に対して電子メールで当該不備について通知する必要があるとされました。

他方、投資登録証 (Investment Registration Certificate) については、オンライン申請は認められていません。

(3) 株式取得取引に必要な書類

Decree78 によって廃止された DecreeNo.43/2010/ND-CP では、投資家が既存の有限責任会社の持分又は株式会社の株式を取得する場合 (「株式取得取引」、株式取得取引に関する計画投資局 (Department of Planning and Investment) の承認に必要な書類として、「株式・持分譲渡の完了を証する書面」の提出が要求されていました。

もっとも、この「株式・持分譲渡の完了を証する書面」として何が必要かについては明確ではなく、個々のケースや担当官によって取扱いが異なっていたため、実務上は、投資家が持分又は株式の対価を売主に支払ったことを証明する書面やエクロー口座に投資家が持分又は株式の対価を振り込んだことを証明する書面を提出していました。

これに対して、Decree78 では、株式取得取引に際して「株式・持分譲渡の完了を証する書面」を提出することが要求されていないため、今後はこの書面の準備に必要な交渉や手続に関する時間を省略できることが期待されます。

以上のとおり、Decree78 により企業登録手続の詳細が規定されたものの、実際の登録手続に関する実務運用については、引き続き今後の動向に注視する必要があります。

弁護士 埴 晋

☎ +65-6593-9755 (シンガポール)

✉ susumu.hanawa@mhmjapan.com

弁護士 山口 健次郎

(ホーチミン Frasers 法律事務所出向中)

☎ 03-6266-8792

✉ kenjiro.yamauchi@mhmjapan.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムーシンガポール昆虫事情ー

小学生のころ「ムシ博士」と呼ばれていた私が、熱帯で角の長いカブトムシや派手な大型チョウを捕獲することを密かに期待しながらシンガポールに赴任したのが今から3年前。ところが、残念なことにシンガポールは昆虫にとって楽園とは言い難い環境にあります。そもそもいかつい甲虫系を目にすることは皆無であり、チョウもたまたまアゲハ系を見かけるほかはキチョウ系・ジャノメ系といった小者がほとんどであり、つい反射的に目で追ってしまったことを後悔すること数多です。このように昆虫にとって厳しい環境になったのは、デング熱を媒介する蚊その他の害虫を撲滅するためのペストコントロールによるものと言われています。昨年、東京の代々木公園でも蚊の駆除作戦が行われ大騒ぎになりましたが、あれが市街地全体で日常的に行われているのがシンガポールです。もっとも、このような逆境の中でもその圧倒的な逞しさと生命力に目を見張る昆虫がいます。

1. 蟻（ハチ目・スズメバチ上科・アリ科）

最も身近なのがマンションを根城とする家アリです。気密性の高い日本の都心のマンションとは異なり、シンガポールでは築浅のマンションでも1階から上層まで広い範囲で活動しています。全長2mmほどの小型種ながら、動きは素早く、腕がこそばいな、と思ったらアリです。パンくずが食卓を行き来していればそれもアリです。家の中で見る整然とした行列は見事なもので、社会性昆虫たるその神秘に感動を禁じえません。

また野外で低木の葉を束ねて巣にしている緋色のアリの集団を、我が家では「奇行種」と呼んで恐れています。全長8-10mmほどのやや大型種で、特筆すべきはその攻撃性です。風に吹かれてたまたま人の手足に不時着した瞬間に、逆切れして噛み付く手癖の悪さです。しかも、牙の鋭さは日本のアリの比ではなく、一度噛みつくと容易に放してくれません。火の粉を思わせる姿を見れば大人でも恐怖を感じますが、それでもつい巣をつついてみたくなる、そんなアリです。



2. ゴキブリ（昆虫綱・網翅目）

夜中に水を飲みにキッチンの電灯を付けると、ぼんやりとした視野を否応なしにかすめる、床の上の無言の黒いプレッシャー。こちらが右に動くと既に左に動いている、そんな空気を読む力には知性を感じるほどです。徹底的なペストコントロールをものともせず、シンガポールではゴキブリが栄華を極めており、深夜自宅での神経戦に遭遇する確率は日本よりも高いです。それでも、数に頼ることのない、個々のスペックの高さには、3億年の進化の歴史が感じられます。

（弁護士 川村 隆太郎）

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

- セミナー 『アジア労働法カレッジ【マレーシア／フィリピン編】～アジア新興国事業展開の基礎となる現地労働法と労働問題を学ぶ～』
開催日時 2015年12月9日(木) 14:00～17:00
開催場所 東京
講師 梅津 英明、佐藤 貴哉、園田 観希央
主催 一般社団法人 経団連事業サービス

- セミナー 建設・不動産企業海外ビジネスフォーラム 2016『東南アジアに進出・展開する企業が押さえておきたい法的留意点の基礎』
開催日時・場所
東京 2016年1月15日(金) 13:00～17:30
大阪 2016年1月22日(金) 13:00～17:30
講師 川村 隆太郎
主催 国土交通省 土地・建設産業局 国際課

- 論文 「アジア諸国の会社法現代化の動き(1)「東南アジア主要国の会社法現代化の現状」」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2081
著者 小松 岳志

- 論文 「アジア諸国の会社法現代化の動き(2)「シンガポールにおける会社法現代化の現状」」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2082
著者 小松 岳志、上野 満貴、チョン・チア・チー(共著)

- 論文 「アジア諸国の会社法現代化の動き(3)「ベトナムにおける会社法現代化の現状」」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2083
著者 石本 茂彦、小松 岳志、埴 晋、ハ・ティ・ヅウン(共著)

NEWS

- **MHM 税理士事務所開設のお知らせ**
このたび、当事務所は、MHM 税理士事務所の開設を決定いたしましたので、お知らせいたします。

近時、日本企業のビジネスが複雑化し、また、ニーズが多様化したことにより、税務と法務といった縦割りのサービスではなく、税務と法務の一体的なサービス

MHM Asian Legal Insights

の提供が不可欠となりつつあります。とりわけ、日本国内において又は国境をまたいで行われる、M&A・グループ内再編、事業再生、オーナー系企業の事業承継等の分野においては、その傾向は顕著となっており、以下のような業務内容について、税務と法務の双方をカバーするサービスの提供のご要望をいただくことが多くなっております。

- － ストラクチャリング（事業再生案件においては、再生計画・再生スキームの検討を含みます。）
- － デュー・ディリジェンス
- － 契約書作成や組織再編手続の実行
- － 各種税務申告業務
- － 税務調査対応

MHM 税理士事務所には、森・濱田松本法律事務所（弁護士法人森・濱田松本法律事務所を含みます。）に所属する弁護士、税理士及び公認会計士が中心となって参画する予定です。MHM 税理士事務所は、M&A・グループ内再編、事業再生、オーナー系企業の事業承継等に関する税務サービスを、森・濱田松本法律事務所による法務サービスと一体的に提供してまいります。また、これまで法律事務所では提供することが困難であった、税務デュー・ディリジェンス、税務申告業務といった税務サービスを提供することにより、ワン・ストップ・サービスを実現いたします。なお、今後は、税務分野だけでなく、会計分野におけるサービスを充実させていくことも検討しています。

MHM 税理士事務所は、リーガル・マインドを持って税務業務を遂行することが、その使命であると考えています。ストラクチャリングの場面においては、法令、通達だけではなく、裁判例も十分に踏まえたリスク分析を行うことや、適切な検討が行われたことを証拠化することを重視いたします。また、税務調査の場面においても、証拠収集・私法関係の整理・税法の解釈等に関して、法的な観点からの検討を徹底的に行い、依頼者の皆さまのために最善を尽くす所存です。

MHM 税理士事務所は 2015 年 11 月中の開設を目指しており、東京に主たる事務所が、名古屋と福岡に従たる事務所が、それぞれ設置される予定です。開設日・メンバー等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com